

平成二十四年六月六日

青森県教育委員会第七百六十一回定例会

期日 平成二十四年六月六日(水)
場所 教育庁教育委員会室

会議次第

一 開会

二 議案

議案第一号	平成二十五年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針案	1
議案第二号	平成二十五年度青森県立中学校入学者選抜基本方針案	3
議案第三号	県立高等学校の学科の設置及び廃止について	4
議案第四号	県立高等学校の通信制の課程の設置について	6
議案第五号	学校職員の人事について	

(非公開の会議)

三 その他

職員の懲戒処分の状況	7
県立高等学校教育改革第3次実施計画【後期】に係る請願について	9

四 閉会

議案第一号

平成二十五年青森県立高等学校入学者選抜基本方針案

平成二十五年青森県立高等学校入学者選抜基本方針を次のように定める。

平成二十五年青森県立高等学校入学者選抜基本方針

青森県立高等学校における入学者の選抜は、この方針によって実施する。

入学者の選抜は、教育の機会均等の精神にのっとり、公正かつ妥当な方法で、各高等学校及び学科の特色に応じ、能力・適性、意欲、努力の成果などを様々な観点から評価し、適正に選抜されるよう実施するものとする。

一 入学志願者の通学区域は、県下一円とする。

二 全日制の課程及び定時制の課程の入学者の選抜等は、次のとおりとする。

(一) 選抜は、前期選抜及び後期選抜に分けて行い、一人、前期選抜一校一学科、後期選抜一校一学科に出願できる。

(二) 前期選抜は、一般選抜枠と特色化選抜枠を設け、中学校の校長から提出される調査書（以下「調査書」という。）（一）、青森県教育委員会が実施する前期選抜の学力検査の成績及び各高等学校が定める選抜資料等に基づいて行うものとする。

(三) 後期選抜は、調査書、青森県教育委員会が実施する後期選抜の学力検査の成績及び各高等学校が定める選抜資料等に基づいて行うものとする。

(四) 前期選抜、後期選抜とも、当該校に設置されている学科間等で第二志望を認める。

(六)(五) 前期選抜の合格者は、後期選抜に出願できない。

連携型中高一貫教育を実施する高等学校の入学者の選抜は、別に定めるところにより連携型入学者選抜を行うものとする。この場合、調査書及び学力検査の成績以外の資料により行うことができるものとする。

三 通信制の課程の入学者の選抜は、調査書又は入学出願資格に関する証明書等に基づいて行い、学力検査は実施しないものとする。

四 青森県教育委員会が実施する学力検査は、次のとおりとする。

- (一) 前期選抜の実施教科は、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）の五教科とし、後期選抜の実施教科は、国語、数学、外国語（英語）の三教科とする。
- (二) 各教科の学力検査問題は、中学校学習指導要領に示されている基礎的・基本的な内容とする。

五 選抜に当たっては、各高等学校において入学者選抜委員会を設け、公正に行うものとする。

議案第二号

平成二十五年青森県立中学校入学者選抜基本方針案

平成二十五年青森県立中学校入学者選抜基本方針を次のように定める。

平成二十五年青森県立中学校入学者選抜基本方針

- 一 入学志願者の通学区域は、県下一円とする。
- 二 入学者の選抜は、小学校での学習や日常生活を通して身に付けた力、学習に対する意欲などを、筆記による適性検査、面接、調査書を組み合わせ、総合的に評価し、行うものとする。
- 三 選抜に当たっては、県立中学校において入学者選抜委員会を設け、公正に行うものとする。

議案第三号

県立高等学校の学科の設置及び廃止について

左記のとおり県立高等学校の学科を設置及び廃止する。

記

一 学科の設置

(一) 学校名、課程及び設置する学科

学 校 名	課 程	学 科
青森県立 八 戸 工 業 高 等 学 校	全 日 制 の 課 程	土 木 建 築 科
青森県立 名 久 井 農 業 高 等 学 校	全 日 制 の 課 程	環 境 シ ス テ ム 科
青森県立 尾 上 総 合 高 等 学 校	定 時 制 の 課 程	総 合 学 科

(二) 設置の時期

平成二十五年四月一日

二 学科の廃止

(一) 学校名、課程及び廃止する学科

学 校 名	課 程	学 科
青森県立 弘前工業高等学校	全日制の課程	電子機械科
青森県立 八戸工業高等学校	全日制の課程	土木科
青森県立 浪岡高等学校	全日制の課程	商業科
青森県立 尾上総合高等学校	定時制の課程	普通科

(二) 廃止の時期

平成二十五年三月三十一日

(ただし、廃止の日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。)

議案第四号

県立高等学校の通信制の課程の設置について

県立高等学校の通信制の課程を、左記のとおり設置する。

記

一 学校名、課程及び学科

学 校 名	課 程	学 科
青森県立 尾 上 総 合 高等学校	通信制の課程	普 通 科
青森県立 八 戸 中 央 高等学校	通信制の課程	普 通 科

二 設置の時期

平成二十五年四月一日

[その他]

職員の懲戒処分の状況

平成24年6月（5月1日～5月31日分）

青森県教育委員会

- 事案1 ①被処分者 三八地域八戸市の小学校 教諭（37歳 男性）
②事件の概要等 速度超過（40km/h以上50km/h未満・高速）
・平成24年3月4日（日）午前8時47分頃
・岩手県九戸郡軽米町内の高速道路
・最高速度80km/hのところ、122km/hで走行
③処分内容 戒告
④処分年月日 平成24年5月24日
- 事案2 ①被処分者 中南地域弘前市の中学校 教諭（37歳 男性）
②事件の概要等 体罰
・平成24年3月5日（月）、生徒指導中、同校談話室において、話が二転三転した同校男子生徒1名に対し、木製バインダーで頭部を1回叩いたもの。
・頭部裂傷により、4針縫合（約10日間で完治）
③処分内容 戒告
④処分年月日 平成24年5月31日
- 事案3（処分後速やかに公表した事案）
①被処分者 下北地域の高等学校 宿日直代行員（32歳 男性）
②事件の概要等 盗撮目的の建造物侵入
・平成24年5月19日午前7時30分頃、本人が勤務する高等学校の1階女子トイレに盗撮目的で侵入した。
・同日、建造物侵入の容疑で逮捕された。
③処分内容 懲戒免職
④処分年月日 平成24年5月30日
- 事案4 その他の処分事案（処分後速やかに公表した事案）
①被処分者 中南地域の高等学校 講師（32歳 男性）
②事件の概要 青森県青少年健全育成条例違反等
・平成24年2月27日（月）午後7時16分頃から午後7時59分頃までの間、弘前市内のホテルにおいて、18歳未満と知りながら、当時県内在住の女子高校生に淫らな

行為をした。

- ・平成24年5月8日（火）、上記条例違反容疑で逮捕された。
- ・平成24年5月18日（金）、罰金30万円の略式命令を受けた。

③処分内容

免職

本人が前任校に勤務していた期間に青森県青少年健全育成条例違反の行為を行うなど、教育公務員として必要な適格性を著しく欠いていると認められたことから、免職としたもの。なお、前任校の任用期間と現任校の任用期間は引き続いていないことから、前任校での任用期間内の非違行為に対して現時点で懲戒処分を行うことはできない。

④処分年月日 平成24年5月31日

[その他]

県立高等学校教育改革第3次実施計画【後期】に係る請願について

1 「県立高等学校教育改革第3次実施計画（後期）及び次期実施計画に関する要望」の件

- ・ 請願者住所 青森県新町2丁目4-1共同ビル4F
- ・ 請願者氏名 青森県市長会 会長 青森市長 鹿内 博
- ・ 受理年月日 平成24年5月28日

2 「県立高等学校教育改革第3次実施計画に係る県立田子高等学校の存続について」の件

- ・ 請願者住所 青森県三戸郡田子町大字田子字柏木田169
田子町中央公民館内
- ・ 請願者氏名 田子高校存続を求める会 会長 日沢 一雄
- ・ 受理年月日 平成24年5月31日

青森県教育委員会
教育長 橋本 都 殿

県立高等学校教育改革第3次実施計画
(後期)及び次期実施計画に関する要望



青 森 県 市 長 会

県立高等学校教育改革第3次実施計画（後期） 及び次期実施計画に関する要望

平素より、青森県内各地域の教育行政に対しまして、ご指導を賜り感謝申し上げます。

さて、この度の県立高等学校教育改革第3次実施計画（後期）では、東青地区を除く5地区で募集学級数が削減されることとなっております。また、生徒の急減期を迎える次期実施計画においては、さらなる募集停止や学級数の削減等が見込まれております。

現在の厳しい社会経済状況の下では、学級数の削減など教育環境の変更もやむを得ないものと認識しております。

しかしながら、東日本大震災などによる社会環境の大きな変化に対応し、青森県の発展に貢献できる人材を育成するため、地域の特性や資源等に意を用いた「教育」を実現していくべきと考えます。

つきましては、次期実施計画策定に当たりましては、下記の諸要件を勘案した計画としていただきますよう要望いたします。

記

- 1 活力ある青森県・地域づくりに貢献し得る人材育成のための学科等の再編
- 2 生徒の多様なニーズに対応し得る弾力的な教育の展開
- 3 地域の多様な教育資源の活用
- 4 自らの地域は自らが創り上げるという精神のもと、地域の特性、実情を踏まえ、農山漁村の後継者など共に地域を支える人材の育成

平成24年5月28日

青森県市長会
会長 青森市長

鹿内

青森市長会
青森県

陳情書

青森県教育委員会

教育長 橋 本 都 殿

県立高等学校教育改革第3次実施計画に係る県立田子高等学校の存続について

平成24年 5月31日

田子高校存続を求める会



要旨

平成23年3月15日の新聞に、「県立高等学校教育改革後期計画12年度公表」という見出しで、後期計画は、生徒の志願、入学状況や中学校卒業予定者数の推移などのほか、前期計画の実施状況を踏まえて今後策定し、12年度中に公表すると大きく報道されました。この計画は児童・生徒の減少が最大の要因と思われます。

県立田子高等学校の歴史を振り返ってみますと、昭和27年に県立三戸高等学校田子分校として創立しました。田子分校ができたその後も全日制として独立することを目指して運動を続け、願いが叶って昭和53年に県立田子高等学校として独立し新校舎が建設されました。このことにより、田子町において幼・小・中学校に加えて高校までの教育が受けられることになり大きな期待が寄せられました。さらに、平成13年度には当時の高校の校長と教育長が先導者となり、「連携型中高一貫教育」を導入し、研究委員会を設立し、高校教育の内容充実を図り4年制大学への進学率の向上、就職率100%の達成等に向けた諸活動を展開して成果をあげてまいりました。県立田子高校は現在、県内でも最たる小規模校にもかかわらず、校長先生はじめ先生方の生徒に対する指導が厚く、生徒並びに保護者、ひいては田子町の願いを深く理解し、子どもたちの日々の実践と努力を支え、援助し国公立大学進学や就職活動の内容において県内の教育関係者が驚く程の成果をあげております。

また、県立田子高校は、今年度も全国高等学校総合文化祭に出場することになり郷土の伝統芸能である「田子神楽」を披露することにな

っております。加えて、にんにくとべごまつりや夏祭りなど多くの町内の行事にボランティアとして参加し、地域の活性化に大きく貢献しております。その活躍ぶりは先輩から後輩へと受け継がれており、田子町にとっては未来を担う子どもたちの良き手本・見本となって、子どもたちが未来を考える時、何をすべきか自ら考えるための指針を与えてくれています。このように地域においては継承と普及活動の要ともいうべき存在で、町の活性化の一役を担っており、「地域密着型」の高校と言っても過言ではありません。

県立田子高校が校舎制移行となったとき、高校生の若い声が聞こえなくなるなど、町から一筋の光が消え想像もつかない程のダメージを受けることは間違いありません。

町村部では地域の活性化に行政が苦心惨憺している状況にあります中で、高校存続は大きなエネルギーとなり得るため、教育現場だけの考えに偏らず町の活性化や地域住民のコミュニティ、希望や期待感を喪失させないご配慮をいただき、田子町の未来をかけて、県立田子高校の存続を強く強く要望するものであります。

少子化に伴い県立田子高校への入学状況も減少しております。このような状況を見たときに、県立高校の統廃合や学科改編を含む再編計画に、県立田子高校の名前があがるだろうと危機感を感じ、平成23年7月27日県立田子高校後援会長をはじめとする有志で県立田子高校を残すため打ち合わせ会を開催しました。8月30日八戸市総合福祉会館での県立高校教育改革第3次実施計画に関する第1回説明会を受け、活動の取り組みを協議し12月22日に関係者90人により「田子高校存続を求める会」を正式に発足しました。

平成24年1月28日の東奥日報、デーリー東北の紙面に「三戸郡1校校舎制に」が報道されるに及び、2月3日剣吉公民館での第2回説明会を受け、存続を求める会は勿論のこと町民にも更に強い危機感が芽生えました。そこで存続に向けた取り組みを強化していくために、2月27日に地域住民70人以上の参加を得て、総決起大会を開き町民一丸となって存続運動を展開していくことを決議いたしました。

その後、看板やのぼり・垂れ幕を設置し、県立田子高校の存続の趣旨を説明し訴えながら署名活動を行い、結果今のところ田子町及び他市町村約6,300名の方からご理解と賛同を得ております。

これまで述べましたように、田子町は何としても県立田子高校を町の財産として存続させていかなければなりません。

署名くださいました方々の存続に対する熱意と心中をご理解いただきまして県立田子高等学校が存続できますように、何卒特段のご高配を賜りたく陳情申し上げます。

平成24年5月31日

田子高校存続を求める会

会長 日 沢 一 雄

署名簿

県立高等学校教育改革第3次実施計画に
係る県立田子高等学校の存続について

平成24年5月31日

田子高校存続を求める会

6,327名

